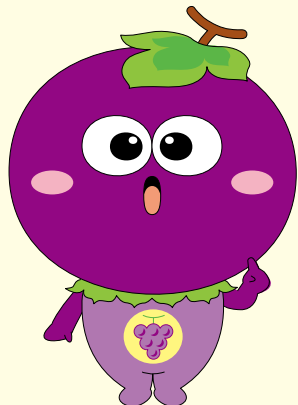


住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

受給には手続きが必要です

1世帯あたり
10万円



—どんな制度?—

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

—支給時期—

確認書（または申請書）の審査が完了してから3週間後が目安です。

—支給対象と申請の有無—

世帯全員の令和3年度 「住民税均等割が非課税」の世帯

令和3年12月10日時点で
羽曳野市に住民登録のある方



羽曳野市から届いた確認書に必要な事項を
ご記入の上、同封の返信用封筒に入れ、
提出してください。

※一部申請が必要な場合があります。

【提出期限】

確認書を発出した日から3カ月

令和3年1月以降の収入が減少し 「住民税非課税相当」の収入となった世帯 (家計急変世帯)

申請時点で羽曳野市に住民登録のある方



申請が必要です。

申請書は、市ウェブサイト、市役所、
支所で配布しています。

【申請期間】

9月30日(金)まで

【申請窓口】

市役所本館4階 臨時特別給付金推進室



<市ウェブサイト>
申請書はこちらから
ダウンロードできます。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



« 問合せ » 臨時特別給付金コールセンター ☎ 072-947-4140
平日 9:00 ~ 17:00 ※(土)(日)祝除く